

議案第 6 8 号

狭山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

狭山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- （ 3 ）死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 2 3 年 3 月 1 1 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害弔慰金を支給する遺族の規定を改めたいので、この案を提出するものである。